

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成26年10月9日(2014.10.9)

【公表番号】特表2013-533332(P2013-533332A)

【公表日】平成25年8月22日(2013.8.22)

【年通号数】公開・登録公報2013-045

【出願番号】特願2013-512716(P2013-512716)

【国際特許分類】

C 08 L	75/04	(2006.01)
C 08 K	3/22	(2006.01)
C 08 K	5/521	(2006.01)
C 08 K	5/3492	(2006.01)
H 01 B	3/30	(2006.01)
H 01 B	3/00	(2006.01)
H 01 B	7/02	(2006.01)
H 01 B	7/295	(2006.01)
H 01 B	7/17	(2006.01)

【F I】

C 08 L	75/04	
C 08 K	3/22	
C 08 K	5/521	
C 08 K	5/3492	
H 01 B	3/30	B
H 01 B	3/30	N
H 01 B	3/00	A
H 01 B	7/02	Z
H 01 B	7/34	B
H 01 B	7/18	H

【誤訳訂正書】

【提出日】平成26年8月20日(2014.8.20)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ハロゲンを含まないTPU組成物を含むワイヤーまたはケーブルの外被であって、前記TPU組成物が、組成物の重量に基づいて、重量%単位で、以下：

A. 1~99重量%の熱可塑性ポリウレタン(TPU)、

B. 1~50重量%のトリス(2-ブトキシエチル)ホスフェート(TBEP)、

C. 1~70重量%の金属水和物、および

D. 1~70重量%の、トリス(2-ブトキシエチルホスフェート)以外の有機ホスフェートエステル、

ここですべての構成成分の総パーセンテージが100重量%である
を含む、ワイヤー又はケーブルの外被。

【請求項2】

前記TPU組成物が、ポリエーテル系およびポリエスチル系ポリウレタンの少なくとも

1つであり、15～80重量%の量で存在する、請求項1に記載のワイヤー又はケーブルの外被。

【請求項3】

前記金属水和物が、三水酸化アルミニウム(ATH)および水酸化マグネシウムの少なくとも1つであり、10～60重量%の量で存在する、請求項2に記載のワイヤー又はケーブルの外被。

【請求項4】

前記有機ホスフェートエステルが、レゾルシノールビス(ジフェニルホスフェート)(RDP)およびビスフェノール-Aビス(ジフェニルホスフェート)(BPADP)の少なくとも1つであり、5～60重量%の量で存在する、請求項3に記載のワイヤー又はケーブルの外被。

【請求項5】

前記TBEПが2～30重量%の量で存在する、請求項4に記載のワイヤー又はケーブルの外被。

【請求項6】

前記TPU組成物が、アンチドリップ剤、酸化防止剤、UV安定剤、加工処理助剤および充填剤の少なくとも1つをさらに含む、請求項5に記載のワイヤー又はケーブルの外被。

【請求項7】

前記アンチドリップ剤が、トリグリシジルイソシアヌレートであり、0.1～10重量%の量で存在する、請求項6に記載のワイヤー又はケーブルの外被。

【請求項8】

前記TPU組成物が、エチレンビニルアセテート(EVA)、ポリエチレン、ポリプロピレン、エチレン-またはプロピレンコポリマーおよびスチレン系ブロックコポリマーの少なくとも1つをさらに含む、請求項7に記載のワイヤー又はケーブルの外被。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0006

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0006】

1つの実施形態において、本発明のHFFRのTPU組成物は、ワイヤーまたはケーブルのための絶縁物または他の外装製品に、または自動車、建物および建設材料、合成皮革、電気器具、繊維製品、家具および情報技術デバイスの製造に使用するための種々の部品または構成成分に製作される。これらの種々の製品は、押出成形、フォーミングおよび成形を含む1つ以上の完全に異なる方法によって製作できる。

本発明は、以下を含む：

1. 組成物の重量に基づいて、重量%単位で、以下：

A. 1～99重量%の熱可塑性ポリウレタン(TPU)、

B. 1～50重量%のトリス(2-ブトキシエチル)ホスフェート(TBEП)、

C. 1～70重量%の金属水和物、および

D. 1～70重量%の、トリス(2-ブトキシエチル)ホスフェート以外の有機ホスフェートエステル、

ここですべての構成成分の総パーセンテージが100重量%であるを含むハロゲンを含まないTPU組成物。

2. TPUが、ポリエーテル系およびポリエステル系ポリウレタンの少なくとも1つであり、15～80重量%の量で存在する、項目1の組成物。

3. 金属水和物が、三水酸化アルミニウム(ATH)および水酸化マグネシウムの少なくとも1つであり、10～60重量%の量で存在する、項目1または2の組成物。

4. 有機ホスフェートエステルが、レゾルシノールビス(ジフェニルホスフェート)(

R D P) およびビスフェノール - A ビス (ジフェニルホスフェート) (B P A D P) の少なくとも 1 つであり、 5 ~ 6 0 重量 % の量で存在する、項目 1 から 3 のいずれか一項の組成物。

5 . T B E P が 2 ~ 3 0 重量 % の量で存在する、項目 1 から 4 のいずれか一項の組成物。

6 . アンチドリップ剤、酸化防止剤、UV 安定剤、加工処理助剤および充填剤の少なくとも 1 つをさらに含む、項目 1 から 5 のいずれか一項の組成物。

7 . アンチドリップ剤が、トリグリシジルイソシアヌレートであり、 0 . 1 ~ 1 0 重量 % の量で存在する、項目 1 から 6 のいずれか一項の組成物。

8 . エチレンビニルアセテート (E V A) 、ポリエチレン、ポリプロピレン、エチレン - またはプロピレンコポリマーおよびスチレン系ロックコポリマーの少なくとも 1 つをさらに含む、項目 1 から 7 のいずれか一項の組成物。

9 . 項目 1 から 8 のいずれか一項の組成物を含む物品。

1 0 . ワイヤーまたはケーブルの外被の形態の請求項 9 の物品。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 1 0

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 1 0】

「ケーブル」などの用語は、外装、例えば絶縁外被または保護外側ジャケット内の少なくとも 1 つのワイヤーまたは光ファイバーを意味する。典型的には、ケーブルは、2 つ以上のワイヤーまたは光ファイバーが、典型的には共通する絶縁外被および / または保護ジャケットにおいて、共に結合されているものである。外装内側の個々のワイヤーまたは繊維は、露出していてもよく、被覆されていてもよく、または絶縁されていてもよい。コンビネーションケーブルは、電気ワイヤーおよび光ファイバーの両方を含有してもよい。ケーブルなどは、低電圧、中電圧および高電圧用途のために設計できる。典型的なケーブル設計は、米国特許第 5 , 2 4 6 , 7 8 3 号明細書、同第 6 , 4 9 6 , 6 2 9 号明細書、同第 6 , 7 1 4 , 7 0 7 号明細書に例示されている。

【誤訳訂正 4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 1 4

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 1 4】

「ハロゲンを含まない」などの用語は、本発明の組成物が、ハロゲン含有量がない、または実質的ないことを意味し、すなわちイオンクロマトグラフィ (I C) または同様の分析方法によって測定される場合、2 0 0 0 m g / k g 未満のハロゲンを含有することを意味する。この量未満のハロゲン含有量は、本発明の組成物から製造される多くの製品、例えばワイヤーまたはケーブルの外被の効力に対して重要でないと考えられる。

【誤訳訂正 5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 4 3

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 4 3】

製造品

一実施形態において、本発明のハロゲンを含まない T P U 組成物は、ケーブルに外被として、例えば外装または絶縁層のように、既知の量にて、既知の方法 (例えば米国特許第 5 , 2 4 6 , 7 8 3 号明細書および同第 4 , 1 4 4 , 2 0 2 号明細書に記載される設備お

より方法を用いて)によって適用されることがある。典型的には、ポリマー組成物は、ケーブルコーティングダイを備えた反応器-押出成形器にて調製され、組成物の構成成分を配合した後、組成物は、ケーブルがダイを通して引きこまれるときにケーブル上に押し出される。次いで外装は、典型的には、硬化期間に供され、この硬化期間は、周囲温度から組成物の融点未満までの温度にて、物品が所望の架橋程度に到達するまで行われる。硬化は反応器-押出成形器中で開始され得る。

【誤訳訂正6】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0061

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0061】

先行する好ましい実施形態の説明を通して、本発明は特定の詳細により記載されたが、この詳細は、主に例示の目的のためである。多くの変動および変更が、以下の特許請求の範囲に記載されるように本発明の趣旨および範囲から逸脱することなく、当業者によって行われ得る。

上記の開示によって提供される本願発明の具体例として、以下の発明が挙げられる。

[1] ハロゲンを含まないTPU組成物であって、組成物の重量に基づいて、重量%単位で、以下：

- A. 1~99重量%の熱可塑性ポリウレタン(TPU)、
- B. 1~50重量%のトリス(2-ブトキシエチル)ホスフェート(TBEP)、
- C. 1~70重量%の金属水和物、および
- D. 1~70重量%の、トリス(2-ブトキシエチルホスフェート)以外の有機ホスフェートエステル、

ここですべての構成成分の総パーセンテージが100重量%である
を含む組成物。

[2] 前記TPUが、ポリエーテル系およびポリエステル系ポリウレタンの少なくとも1つであり、15~80重量%の量で存在する、[1]に記載の組成物。

[3] 前記金属水和物が、三水酸化アルミニウム(ATH)および水酸化マグネシウムの少なくとも1つであり、10~60重量%の量で存在する、[2]に記載の組成物。

[4] 前記有機ホスフェートエステルが、レゾルシノールビス(ジフェニルホスフェート)(RDP)およびビスフェノール-Aビス(ジフェニルホスフェート)(BPADP)の少なくとも1つであり、5~60重量%の量で存在する、[3]に記載の組成物。

[5] 前記TBEPが2~30重量%の量で存在する、[4]に記載の組成物。

[6] アンチドリップ剤、酸化防止剤、UV安定剤、加工処理助剤および充填剤の少なくとも1つをさらに含む、[5]に記載の組成物。

[7] 前記アンチドリップ剤が、トリグリシジルイソシアヌレートであり、0.1~10重量%の量で存在する、[6]に記載の組成物。

[8] エチレンビニルアセテート(EVA)、ポリエチレン、ポリプロピレン、エチレン-またはプロピレンコポリマーおよびスチレン系ブロックコポリマーの少なくとも1つをさらに含む、[7]に記載の組成物。

[9] [1]に記載の組成物を含む物品。

[10] ワイヤーまたはケーブルの外被の形態の[9]に記載の物品。